

平成26年第3回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第13号	憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する陳情（陳情審査報告）
日程第 3	陳情第17号	「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情書（陳情審査報告）
日程第 4	陳情第18号	「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について（陳情審査報告）
日程第 5	陳情第19号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情（陳情審査報告）
日程第 6		一般質問
日程第 7	意見書案第9号	憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書
日程第 8	意見書案第10号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 9	意見書案第11号	釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書
日程第10	意見書案第12号	「手話言語法」の制定を求める意見書
日程第11		議員の派遣
日程第12		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会、総務文教常任委員会）
日程第13		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 欠員
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝	君
副町	長	石田	貢	君
教育委員	長	前川	啓一	君
教育	長	菅原	裕一	君
農業委員会	長	竹下	昌徳	君
代表監査委員		山口	浩司	君
総務課	長	山本	芳博	君
企画課	長	金川	正次	君
住民課	長	柄崎	明久	君
福祉課	長	岩城	光洋	君
産業課	長	和田	宏樹	君
施設課	長	渡部	邦生	君
会計管理者		佐藤	孝夫	君
農業委員会事務局	長	高倉	明	君
教育委員会教育課	長	富田	秀樹	君
子育て支援所	長	瀬尾	光男	君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	高井	伸夫	君
庶務係	長	木村	ひとみ	君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これより、暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時25分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番藤田博規議員及び1番杉野好行議員を指名します。

◎ 陳情第13号

- 小野木議長 日程第2 陳情第13号憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

- 大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第13号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。集団的自衛権は、我が国では「憲法第9条の制約から保有するが行使できない」との憲法解釈が確立し、歴代政権は、憲法が権力を縛るという立憲主義のもと、その解釈を守り続けてきた。憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使」を時々の政府や国会の判断で容認することはあってはならないことから、願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎ 陳情第17号

●小野木議長 日程第3 陳情第17号「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第17号。

2、付託年月日。平成26年9月3日。

3、件名。「釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書」の提出を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。労働審判制度は、個々の労働者と事業主の間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適性かつ有効的に解決することを目的とした制度であり、全国的に労働紛争は増加傾向にある。しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所本庁のみで、帯広支部で実施されることは、十勝の事業所・労働者にとって負担軽減になることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第17号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第17号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第18号

●小野木議長 日程第4 陳情第18号「手話言語法」の制定を求める意見書の提出の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第18号。

2、付託年月日。平成26年9月3日。

3、件名。「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。聴覚障害者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。ろう者が暮らしやすい社会へと推進するためにも手話言語法の制度が必要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第18号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第18号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎ 陳情第19号

●小野木議長 日程第5 陳情第19号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第19号。

2、付託年月日。平成26年9月3日。

3、件名。軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

4、審査の結果。継続審査すべきものと決定。

5、委員会の意見。軽度外傷性脳損傷については、病気そのものがあまり知られていない現状であり、その実態の検証に時間が必要なことから継続審査としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第19号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第19号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

◎ 一般質問

- 小野木議長 日程第6 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、6番大谷友則議員。

- 6番大谷議員 それでは、コミュニティバスの運行についてということで質問をさせていただきますと思います。

現在、町内運行しているコミュニティバスの運行範囲を拡大して、帯広方面等町外へ運行する考えはないかということでございます。

現在、町内を運行しているコミュニティバスは住民の多くの足として利用されて、大変喜ばれているところでありますが、帯広方面については、過去に十勝バスが、日に何本も運行されていたし、住民の多くが利用していました。数年前までは都市間バスの利用ができていたわけですが、それが今はありません。今は、コミュニティバスが接続しているJRがあるのみですが、直接バスで帯広まで行ければという住民の声を聞くところでもあります。豊頃医院にない診療科目で帯広の病院へ通院されている住民もいますので、何らかの方法で月に何便かでも運行をされれば、大変助かるという声を聞くわけではありますが、帯広方面への運行を考えられないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

- 小野木議長 答弁、宮口町長。

- 宮口町長 答弁申し上げます。

本町では、高齢化の急速な進展に伴い、社会的立場の弱い方などの交通対策は急務であります。日常生活に影響のないよう交通手段の確保に努めていかなければならないと考えております。これらの解消のために、これまでの高齢者に対する町外への交通対策の経過を申し上げます

と、平成21年度に町が実施したコミュニティバスの試験運行では、茂岩市街からJR及び十勝バスが運行している幕別駅まで結ぶ路線、週1回2便で3カ月運行いたしました。乗車した人数はごく数人であったと報告を受けております。

また、平成22年度から幕別駅までの運行を中止し、豊頃駅と豊頃医院を結ぶ連絡のみの運行としてきたところでございます。

平成23年度に町内事業者がデマンド方式型の交通の実証実験を目的として、事前に予約制による茂岩、中央区、豊頃各市街を経由して帯広市内の主要な病院及び複数の大型店舗を結ぶ路線で、約10カ月間実施いたしました。ほとんど利用者がいなかったことから、本格運行に至らなかったのが現状でございます。

これらの取り組みで利用者が少なかった要因としては、利用をされる方の目的がそれぞれ異なることや、時間帯もまちまちであり、またJRを利用される場合でも帯広駅からそれぞれの目的地まで交通費がかさむことなどが大きな理由と思われております。

ご利用される方の都合や行きたい場所にあわせて運行することが好ましいと思いますが、公共的な福祉の増進の立場から判断いたしますと、大変厳しいものがあると考えております。したがって、今後ともこれらの試験運行や実証実験の結果を踏まえながら、利用者や需要者への補助制度や運行方法などを十分検討してまいりたいと考えております。

なお、これらのことにつきましても、やはり商店、病院、歯科診療所などの影響もあるかと思っておりますので、これら関係団体とも協議の上、できるだけ住民のニーズを把握をして、これらの交通手段確保に前向きに今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 民間の会社がデマンド方式で取り組んだということではありますが、このときは、非常に料金も高値に設定されたことにより、そういった利用も普及しなかったのではないかと思います。ただ、1年といえども状況は変化してやまなく、我が町は高齢化へ進んでおりますので、過去が余り必要でなかったから今後とも必要でないという視点ではなくて、将来に向かってどう考えるかという視点が必要かというふうに思いますが、もう一度お聞かせ願いたいと思いません。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 帯広までの足については今までも、JRもしくは幕別までの送迎等が行ってまいりましたが、ただ今申し上げるとおり、非常に高齢者も多くなりまして、能率等についても非常に時間を有するというふうに考えております。果たして帯広までの運行がある程度の助成で実施、また各関係団体の協力を得ることができれば、先ほど申し上げましたとおり前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 私は必要だというふうに思っております。というのは、町内は運転できるけれども、帯広までは運転はできないという高齢者もいますし、高齢者の方が病気になると非常に不安でしょうがないと、病院の近くに住みたいというような考えるくらい重要な問題だというふう思っております。そのためにも病院に無理なく通院できることが本人の不安解消にもつながりますし、豊頃に住んでよかったということにもつながると思いますので、今後ぜひとも考えていただきたいというふうに思いますが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、町内ですと無料タクシー券を高齢者に出しております。それでおっしゃるとおり70歳過ぎますと、それぞれ運転も苦痛になってきて、免許を持っている方でも帯広まで出かけるのがおっくうな時代になってきております。今、おっしゃるとおりできるだけそういった足の確保について、先ほど申し上げたように十分内部で検討して、可能な限り実現に向けて頑張りたいというふうに思っております。

●6番大谷議員 以上で終了させていただきます。

●小野木議長 通告順番2、5番津久井精一議員。

●5番津久井精一議員 ご指名をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

介護施設の利用料金ということでお尋ねをしたいと思います。

実は豊頃町には特養施設と、それから民間でありますグループホームがありまして、特老のほうにつきましては、非常に安い料金で入所ができるというようなことで、非常に入れないで待っている方もかなりいるようでありまして、そういう中で、どうしても自宅で介護できないということで、老健施設やグループホームということで入りたいと、お世話になりたいという方もいるようであります。

そういう中で、グループホームの料金が一般の国民年金の支給からしても、かなり国民年金では入れない、金額的には十四、五万円は月にかかるというような話でございます。そういう中で、町として今後こういう困っている方々に対して、手を差し伸べていけないものかどうか、助成できないものかどうかを伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

最初に、本町における介護保険施設につきましては、ご案内のとおり特別養護老人ホーム、もう一つは小規模特別養護老人ホーム、さらには個人がやっております認知症対応型のグループホームの3施設が本町にあるわけでありまして。各施設の入居状況は現在では、特養は満床であり、また小規模特養、グループホームとも1床が空いているという状況を受けておりますけれども、小規模のほうはもう既に先行されて入る予定になっております。

各施設の入居待機者は、前月末では特養で43名、小規模特養が26名、これも両施設重複して申し込んでいる方もいらっしゃるというふうに伺っております。グループホームにつきましては

は、待機者はないわけですが、大変苦勞をされているというふうに向っております。各施設の入所待機者から特養や小規模特養への入所希望者が多い背景には、グループホームの入所者に特養等の施設の入所と違って、介護保険での補足給付がなされず、居住費や食費などの入所費用が高額になっているのが現在のグループホームの形でございます。しかし、施設の介護が必要とされる利用者の状況から判断いたしますと、これからますます増えてくるとされる認知症の方々の対応には、欠かすことのできない施設となっているのが現状かと思っております。

今後においても、認知症による介護認定者数は増加することが予想されますので、今後このグループホームに対する家族の負担軽減などを十分検討をしていかなければならないというふうに向っております。

今後どういう形になるかわかりませんが、それらのバランスもある程度考えて対応したいというふうに向っております。

以上です。

●小野木議長 津久井議員。

●5番津久井精一議員 いわゆる豊頃町の療養型の施設については、非常に窓口が年々狭まってきたというふうにも聞いております。来年の4月からは介護度3から4、5というようなことでランクが上がるというようなことで、より一層入りにくくなるというような状況になってくる話も聞いております。そこで、グループホームだとか、それから最終的には在宅介護というようなことで、家で介護をしなければならないというような状況にもなるわけございまして、この在宅介護に対する町内で、毎日介護にヘルパーが行っておられるという件数というのはどのぐらいあるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 細部にわたっては担当課のほうから、またご説明申し上げますけれども、今、現在私のほうにある社会福祉法人の施設と個人でやるグループホームの施設では、どうしても個人で行われているのは家賃としてある程度建設にかかったコストを個人に求め、さらに高熱水費等を求めますと、5万円を超える形になっております。ただ、福祉法人のほうの施設に入りますと非常にそういうものが軽減され、またそれなりの助成等も財政支援がある関係上、個人と社会福祉法人ではその差が出てくる。できるだけ財政的に余裕があればこの差をなくしたいというか縮めたいのが担当者も私も同じ考えであります。

したがって、今後は、できるだけそういった家賃なり光熱費の一部負担等も考えられるかどうか内部で検討して行って、できるだけ社会福祉法人に入る方も認知症のグループホームに入る方の差が、現在大きな差ですが、これもある程度少し解消したいなというふうに向っております。先ほど言いました詳細にわたっては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

●小野木議長 これより、暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

●小野木議長 再開します。

残余の答弁をお願いします。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。

本町内で介護状態にあり在宅で介護を受けていらっしゃる方が、現在64名ほどいらっしゃいます。そのうち、ヘルパーの利用者については15名程度、週に1回ないし2回、あと介護状態にはない軽度の方、支援の状態、あるいは介護状態にない方、介護保険法の指定を受けていない方で、ヘルパーを利用している方が2名いらっしゃいます。

以上です。

●小野木議長 津久井議員。

●5番津久井精一議員 この介護を受けている方で、毎日家族が面倒を見れなくて介護を受けている方はいないのですね。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 お答えします。

毎日ヘルパーのサービスを受けていらっしゃる方はいらっしゃいません。

●小野木議長 津久井議員。

●5番津久井精一議員 こういった形で窓口がどんどん狭まっていくということになりますと、ヘルパーだけの対応ではなくて介護士といいますか、看護師といいますか、そういった方の応援もいただかなければならないような状況になってくるのではないかと思います。それで、介護士を含めた介護人といいますか、そういったことは考えていないのでしょうか。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 お答えします。

介護サービスの中で、訪問看護のほうのサービスを受けていらっしゃる方が町内に3名ほどいらっしゃいます。病院とかセンターから看護師が来て、専門医療的な看護師ができるサービスを受けている方もいらっしゃいます。

以上です。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 福祉の関係の事業計画につきましては、今年度中に第6次の第6期目の高齢者保健福祉計画、介護保険事業に基づく生活圏ニーズ調査する結果を踏まえた計画書をつくりますので、今後そういう形の中にも織り込んでいきたいというふうに思います。

さらに、今ご指摘のあったとおり、在宅で介護されることは大変家族の崩壊になるような事態も起きる可能性もありますので、できるだけそういった形のないように看護師、介護士等の派遣

といひましようか、そういう形も十分充実した方向で取り進めたいというふうを考えております。

●5番津久井精一議員 ありがとうございます。

●小野木議長 以上で、一般質問は終わります。

◎ 意見書案第9号

●小野木議長 日程第7 意見書案第9号憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書の件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 意見書案第9号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書。

集団的自衛権について、我が国では、憲法第9条の制約から保有するが行使できないとの憲法解釈が確立し、歴代政権は、憲法が権力を縛るという立憲主義のもと、その解釈を守りつけてきた。

安倍晋三首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の「報告書」では、集団的自衛権の実際の行使に当たっては、「日本と密接な関係にある国が攻撃を受けた場合」「放置すれば日本の安全に重要な影響が出る場合」など「6条件」を課しているが、裏返せば、政府が日本の安全に重大な影響を及ぼすと判断すれば、何でもできる実質は全面容認と変わらないものである。

安倍首相は、「邦人輸送中の米輸送艦防護」「駆けつけ警護」など具体的事例を示すとともに、自衛隊が武力行使を目的に他国の戦闘に参加することはないとした。しかし、いったん行使を認めれば、こうした要件は拡大解釈が可能となり、活動範囲にも歯止めが利かなくなることは明らかである。

このように解釈変更によって「実質的な改憲」を行い、憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で容認することはあってはならないことである。

「非武装平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」を三大原則とする日本国憲法は、二度と戦争をおこすことのない恒久平和の強い願いを込めて制定されたものである。

したがって、憲法解釈の変更だけで集団的自衛権の行使を認めるのは、立憲主義に反するものであり、集団的自衛権は憲法改正をもって望むべきものである。このような憲法解釈変更のみに

て、これを実現すべきではなく、国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第10号

●小野木議長 日程第8 意見書案第10号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第10号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっ

ており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率50パーセントとする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基礎づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築するとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人口林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って算出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、森林整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施設の充実・強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5パーセント分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第11号

●小野木議長 日程第9 意見書案第11号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第11号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適性かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判の申立件数は増加している。

しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所のみである。そのため、十勝地域の住民ないし企業が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある釧路市まで出向かなければならず、広大な面積を有する当地域においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申し立ての障害となっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間の格差があってはならず、裁判を受ける権利（憲法第32条）を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、釧路地方裁判所帯広支部において、労働審判事件の取り扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第12号

●小野木議長 日程第10 意見書案第12号「手話言語法」の制定を求める意見書の件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第12号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

「手話言語法」の制定を求める意見書。

手話とは、言語を音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の準備を進め、平成23年8月に成立した

「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、当町議会は、政府と国会が下記事項を講じるよう強く要望する。

記。

1、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第12号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

●小野木議長 日程第11 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書表を朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、十勝町村議会議長会主催議員研修会。

- ・ 目 的 議会の活性化に資するため。
- ・ 派遣期日 平成26年10月17日（金）。
- ・ 派遣場所 鹿追町。
- ・ 派遣議員 全議員。

2、札幌豊頃会。

- ・ 目 的 会員との交流及び親善のため。
- ・ 派遣期日 平成26年10月24日（金）から同月25日（土）。
- ・ 派遣場所 札幌市。
- ・ 派遣議員 小野木英毅議長、大谷友則議員、杉野好行議員。

3、東京豊頃会。

- ・ 目 的 会員との交流及び親善のため。
- ・ 派遣期日 平成26年11月8日（土）から同月10日（月）。
- ・ 派遣場所 東京都。
- ・ 派遣議員 小野木英毅議長、長谷川勝夫議員、菅谷誠議員。

以上です。

●小野木議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び事務調査の申し出

●小野木議長 日程第12 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長及び総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

た。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第13 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成26年第3回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員